

野田市斎場の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和5年11月16日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第43号

野田市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

野田市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成3年野田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、式場の使用時間については、翌日の午前8時30分までの範囲内において、通夜の執行及び告別式等の準備に要する時間を限度として延長することができる。

第2条第1項の表式場の項中「午後9時」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。